

令和4年度第1回船橋市学区審議会会議録

1. 開催日時

令和4年6月29日（水）午前10時20分から午前11時03分

2. 開催場所

船橋市役所本庁舎 7階 教育委員室

3. 出席者

【学区審議会委員】

常永 たまみ（市立小学校の校長）

藤井 武（市立中学校の校長）

石井 和明（学識経験者）

佐原 摩貴子（学識経験者）

早川 淑男（学識経験者）

里見 貴広（学識経験者）

丹野 誠（市職員）

木村 克正（市職員）

礪野 護（市職員）

【教育委員会事務局】

野木 学務課長

廣澤 学務課長補佐

北原 学務課学事係長

神田 学務課主事

藤田 学務課主事

4. 欠席者

住澤 悠太 委員（学識経験者）

5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

【議題】

① 「船橋小学校・船橋中学校の通学区域の変更について」（諮問）に対する答申について

② 「金杉台中学校と御滝中学校の統合に伴う通学区域の変更について」（諮問）に対する答申について

③ 「八栄小学校の通学区域の変更について」（諮問）に対する答申について

④ その他

【公開・非公開の別】

公開

6. 傍聴者数

0人

7. 決定事項

船橋小学校、湊町小学校、船橋中学校、湊中学校、金杉台中学校、御滝中学校、八栄小学校、市場小学校及び夏見台小学校の通学区域の変更について、事務局案のとおり答申された。

8. 議 事

(石井会長)

本日は、学区審議会委員10名のうち、9名のご出席がございますので、船橋市学区審議会条例第5条第2項の規定により、会議開催の要件が成立いたしました。ただ今より、令和4年度第1回船橋市学区審議会を開会いたします。

なお、本会議は議事録をホームページ上で公開する都合上、議事を録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、傍聴人はいらっしゃらないということですので、続けさせていただきます。

本日の議事へ移ります。本日、議事は大きく4つ、そのうち3つは教育委員会からの諮問となります。学区審議会としての意見をまとめ、教育委員会に対して答申する必要がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局 北原)

学事係の北原と申します。よろしく願いいたします。

今回の議題になっている「通学区域の変更について」は、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、これからの説明では「規則」と申し上げますけれども、規則を一部改正する内容になりますので、学区審議会への諮問事項となります。

資料4ページをご覧ください。

こちらのスクリーンでも同じ地図をご覧ください。

オレンジ色の枠内は、船橋中学校の学区です。その中の赤線の枠内は、船橋小学校の学区です。

こちら（地図を示す）が国道14号線になります。本日、電車でお越しいた

いた方は、こちらを渡って市役所にいらしたかと思います。

住居表示は、この国道14号線で、「本町」と「湊町」に分かれています。船橋小学校・中学校の学区は、一部、国道14号線を越えております。これは、湊町小学校が開校した昭和26年に学区を決めた際に、町会に配慮して学区境を引いたものと考えられます。現在も、この湊町の一部地域は、国道をまたいで本町一丁目町会に属しております。

この、国道14号線をまたいだピンク色に塗っている部分が、湊町2丁目5番、6番、7番でございます。

地図上、このあたり（地図を示す）に、解体された玉川旅館がありました。その跡地に、現在、マンションが建設されております。このマンションは、令和5年2月ごろ入居開始とのことで、すでに販売が始まっております。世帯数は189世帯とのことです。

船橋小学校、船橋中学校の現状を申し上げますと、いずれも、保有する普通教室数に余裕のない学校に指定しております。船橋小学校は、現在、全学年で17学級です。船橋中学校は、現在、30学級です。市内の中学校では二番目に教室数の多い中学校となっております。船橋小学校、船橋中学校とも、船橋駅から一番近い学校であり、駅周辺は大型マンションの開発が進んでいることもあり、まだまだこれから児童生徒数が増加するものと見込まれます。

このようなこともあり、この湊町2丁目6番に建設中のマンションについては、教室数に比較的余裕のある、湊町小学校、湊中学校を指定校とすることを検討いたしました。

また、それに合わせて、このマンション以外の湊町2丁目5番、6番、7番についても、国道14号線を境として、学区を変更することについて、地域の方のご意見を伺いました。資料の5ページをご覧ください。まず、本町一丁目町会の会長にご意見を伺い、許可をいただいたうえで、このお知らせを当該地域の全戸に配付し、ご意見を募集いたしました。これに対し2件、ご意見を頂戴いたしました。一つは、これから小学校に上がる未就学児の保護者の方から、「ここが船橋小学校の学区とは思っていなかった。周辺のマンションの子はみんな湊町小学校に行っているの、この学区変更案に賛成です。」というご意見でした。もう一つのご意見は、この地域からすでに船橋小学校に通学している児童の保護者から、「学区変更は構わないが、すでに船橋小学校に通っているわが子については、必ず船橋中学校に入学できるようにしてください。」とのご要望がありました。

このご要望については、この通知にも記載しておりますが、すでに船橋小学校に通っているお子さんについては、中学校進学時に通学指定校変更申請をしていただくことで船橋中学校に入学できるものといたします。該当する、すでに船橋小学校に在籍している児童が数名いますので、そのご家庭には、当該地域の学区変更のお知らせとともに、中学校進学時の指定校変更について、改めて通知を

差し上げたいと考えております。

なお、建設中のマンションにつきましては、建設前の開発協議において、学区変更の可能性があること、マンション販売時には学区について購入者に周知することを協議しております。

学区の変更時期は、このマンションの入居開始である令和5年2月には、規則上の学区も変更されている必要があり、また、住所異動の多い夏休み期間中の転入学にも変更後の学区で対応するため、令和4年8月1日を施行日として規則改正をすることを考えております。

議題1について、事務局からの説明は以上でございます。

資料の7ページから11ページは、この内容を規則に反映した新旧対照表となっております。

一つ目の諮問、「船橋小学校・船橋中学校の通学区域の変更について」の答申をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

(石井会長)

ありがとうございました。只今の事務局から説明いただきましたけれども、それに対しまして、何かご意見、ご質問がありましたら委員の皆様からお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

現状がそういうことだという内容かなと思います。

それでは、ありがとうございました。一つ目の諮問について、他にご意見がないようでしたら、諮問のとおり通学区域の変更を行うということで、ご異議ございませんでしょうか。

(一同)

異議なし

(石井会長)

はい、異議なしと認め、今説明いただいて、結論いただいた内容を持ちまして、本日付けをもって教育委員会に対して答申するものと決しました。

それでは、事務局から、答申案の用意はできますでしょうか。

<事務局で答申案を配布>

それではお手元のほうに答申案がいったかと思えます。お読みいただいて、先ほど結論いただいた内容と相違ないか、また、ご意見があればお願いいたします。

それでは、ないようですので、お配りした答申案のとおり、教育委員会へ答申

するものいたします。よろしく申し上げます。

では、次の諮問、「金杉台中学校と御滝中学校の統合に伴う通学区域の変更について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 北原)

はい、引き続き、学事係の北原からご説明させていただきます。

資料13ページをご覧ください。

こちらのスクリーンで同じ地図をご覧ください。

地図をご覧くださいとわかるとおり、金杉台中学校の学区は、御滝中学校の学区の中にあるという特殊な学区となっております。

金杉台中学校は、金杉台団地の造成に伴い、従前の御滝中学校の学区の中に、新たに学区を設定し、昭和46年度に開校した中学校です。生徒数は、昭和62年度をピークにその後減少し、平成26年度以降は、1学年1学級が継続している状況でございました。

そして、さらなる生徒数の減少が見込まれたことから、地域や保護者の皆様に様々な形でご意見を伺い、令和2年3月の教育委員会会議臨時会において、令和5年4月に金杉台中学校は御滝中学校に統合することとする「船橋市立金杉台中学校の統合方針」を議決しました。その統合方針に基づき、令和3年12月の教育委員会会議にて金杉台中学校の廃止について議決しております。

また、令和4年2月の船橋市議会にて令和5年4月1日を施行期日として、船橋市立中学校設置条例から金杉台中学校の名称・位置を削除する「船橋市立中学校設置条例の一部を改正する条例」が議決されました。

現在は、金杉台、御滝の両中学校の教員やPTA、そして教育委員会事務局の職員をメンバーとする統合準備会を開催し、統合に向けた諸課題の整理に取り組んでおります。

なお、金杉台中学校の学区に居住している令和3年度及び4年度に中学校に進学した生徒については、中学校在学中に統合により御滝中学校に転校することを望まないという理由で通学指定校変更をし、御滝中学校に入学できるものとしたことにより、金杉台中学校に入学した生徒がおりませんことから、令和5年4月の統合時には金杉台中学校から御滝中学校に転校する生徒はいないという状況です。現在は、3年生20名が金杉台中学校に在籍し来年3月、統合を前に卒業することとなります。

令和5年4月1日付けで金杉台中学校が御滝中学校に統合することに伴い、金杉台中学校の学区のすべてを御滝中学校の学区に変更するというのが、この諮問の内容となります。

議題2について、事務局からの説明は以上でございます。

資料の14ページから15ページは、この内容を規則に反映した新旧対照表となっております。

二つ目の諮問、「金杉台中学校と御滝中学校の統合に伴う通学区域の変更について」の答申をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

(石井会長)

ありがとうございました。只今、事務局から説明いただきましたけれども、何かご意見やご質問がありますでしょうか。

(早川委員)

今ご説明いただきましたとおり、金杉台中学校は御滝中学校の学区の中に包設されておりますので、格別、問題はないという風に認識をしております。

ただし、この周辺、とりわけ二和地区と、それから、地図の右側の方にあります地域が、どんどん住宅開発が行われておりまして、人口が、やや増えてきております。

かつて御滝中学校は、プレハブ校舎を使っていた時代がありましたけれども、現状では8組、9組となっております。今後の見通し等について方針が示されるといいかな、というのが地域の見方でございます。

格別、今回の学区変更について、問題があるわけではございません。以上です。

(石井会長)

今後の見込み、見通しについての案を持ってほしいというご要望ということでもよろしいでしょうか。

(早川委員)

はい

(石井会長)

わたしも、その近くに住んでおりますので、二和小を含めた周りの開発については日々、目にしているところでございます。見通しについてはよろしくお願ひしたいなと思います。

では、ご意見ということでお伺いしました。

2つ目の諮問につきまして、他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

それでは、学区審議会としての意見をとりまとめ、答申を教育委員会にいたしたいと思ひます。委員の賛否についてお諮りしたいと思ひます。

諮問のとおり通学区域の変更を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

(一同)

異議なし

(石井会長)

では異議なしということで、結論づけをした内容により、本日付けをもって教育委員会に対して答申するものと決しました。

事務局、答申案の用意の方、できていれば、お願いいたします。

<事務局で答申案を配布>

(石井会長)

はい、では、その答申案をお読みいただき、ご意見があればお願いいたします。ないようですので、お配りしました答申案のとおり、教育委員会へ答申するものといたします。

よろしくお願いいたします。

では、次の諮問に移りたいと思います、「八栄小学校の通学区域の変更について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 野木課長)

3つ目の諮問、「八栄小学校の通学区域の変更について」は、令和3年度第1回学区審議会からの継続審議案件となります。詳細につきましては、担当の者より説明いたします。

(事務局 北原)

では、学事係の北原からご説明させていただきます。

資料17ページをご覧ください。

こちらのスクリーンで同じ地図をご覧ください。

こちらの通学区域図は、3回の地域説明会を実施したうえでの結論としての学区変更案となります。八栄小学校の通学区域の見直しについては、昨年8月に書面にて開催いたしました令和3年度第1回学区審議会にて、委員の皆様概要をお伝えし、継続審議としていただきました。その後、昨年10月に第1回、今年2月に第2回、5月に第3回の地域説明会を開催しました。また、6月18日に市場小学校の見学会を実施したところでございます。

委員の皆様には事前に、第1回・第2回・第3回地域説明会の際の配布資料と、議事録をお送りしておりますが、その概要からまず説明いたします。

昨年10月20日、土曜日に八栄小学校の体育館を会場に開催した地域説明会には、42人の地域の方が参加されました。そのほとんどは未就学児を持つ保護者で、そのほか、町会・自治会の関係者が数名ご参加くださいました。まず、教育委員会から八栄小学校の教室が不足している現状とそのための対策として学区変更案であることを説明し、多くのご意見・ご質問をいただきました。主に、

「八栄小学校への距離に比べて、市場小学校までの距離の方が長くなり、子供に負担がかかる」というご意見、「八栄小学校の学区であることを前提に幼稚園・保育園を選んだのに、今になって市場小学校に入学してくださいと言われても困る。」というご意見、「夏見1丁目、5丁目はコミュニティ的に夏見地区であり、八栄小学校側に属している。コミュニティが分断されてしまう。」というご意見、また、通学経路について「河川沿いを通学路とせず、遠回りして市場小学校にとするのは、距離が長くなり心配である。せめて河川沿いを整備してそのうえで学区変更をすべきではないか。」というご意見をいただきました。

これらの第1回地域説明会でいただいたご意見を踏まえ、教育委員会内で検討し、令和4年2月20日、日曜日に夏見公民館にて第2回の地域説明会を開催し、新たな学区変更案を提示いたしました。それが、こちらの学区変更案となります。第2回地域説明会には、39人のご参加がありました。

第1回地域説明会と第2回地域説明会で違う箇所について、この地図を用いて説明いたします。

まず、第1回案にはなかった選択地域の追加です。この地図の紫で塗った箇所は、夏見3丁目、4丁目、6丁目です。こちらの地域については、八栄小学校の学区のままではあるものの、入学の前年に、夏見台小学校も選べることをお知らせし、保護者のご意向で入学する学校を選べる地域としました。選べるというお知らせを送る際には、八栄小学校の現状をお知らせし、選んでいただく検討材料にさせていただきたいと考えていることも説明いたしました。

そして、通学指定校変更許可地域の設定です。地図のこちらとこちら（地図を示す）について、斜線を引いております。この斜線の地域については、学区は変更するのですが、すでに居住しており、入学までそのまま同住所地に住んでいる未就学児については、入学の前年にそのことを理由に通学指定校変更を申請し八栄小学校に入学できるものとさせていただきます。

この地域を設けた理由について、第2回地域説明会では、八栄小学校までの通学距離と夏見台小学校及び市場小学校までの通学距離の差が大きいことに考慮したものと説明いたしました。

なお、通学指定校変更許可地域を設けたことで、令和5年度から入学する学校が変更されてしまう地域が限定されたことにより、許可地域から外れている夏見1丁目の西側の保護者から、納得がいかないというご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえ、5月14日土曜日に第3回地域説明会を行い、19人の参加がありました。当日の配布資料（別冊5）と議事録（別冊6）は、お手元にご用意しております。

この中で、先ほどの変更許可地域を限定し、一部地域を除外した理由として、現在、居住している未就学児数の地域的な偏りについて説明いたしました。緑の地域の中の、この、斜線を引いた部分ですが、地図上で見ますと、緑の地域の3分の2を占めるように見えます。そのため、指定校変更できない地域がとても限

定されたように感じられてしまうのですが、この緑の地域の東側、こちら側（地図を示す）については、戸建て住宅が部分的に宅地開発され、まだこれから開発されると思われる用地が多い地域となっており、すでに居住している未就学児は数名という状況です。ですが、今後、それらの用地にどんどん宅地開発されると、これから未就学児が増えることが予想されるため、これから移り住むご家庭を対象として学区変更地域としたものです。一方、この西側の地域については、70戸から80戸の規模のマンションが複数あり、未就学児が多い状況です。1学年20人から30人の未就学児が居住しているため、希望する未就学児全てを八栄小学校に指定校変更できるものとした場合、八栄小学校の教室不足の解消を図れないことから、大変申し訳ないのですが、令和5年の新入学児童からは市場小学校を指定校とさせていただくということを改めてお願いいたしました。

このように、第3回では新たな学区変更案を提示したのではなく、第2回でいただいたご意見、ご質問に対し、丁寧に回答し、改めて学区変更にご協力いただきたい旨をご説明いたしました。そのなか、いただいたご意見の中で多かったものは、通学路に関するものでした。この点については、関係部署と協議相談し、今後も調整を進めていきます。また、市場小・夏見台小について見学会を開催するという提案もさせていただきました。

なお、早速、6月18日の土曜日には市場小学校にて学校見学会を開催しました。8世帯、未就学児含め29人の参加がありました。見学会では、校舎内を案内し、授業の様子を見学していただきました。また、会の最後には校長やPTAの方から市場小学校の特色やお子さんたちの学校生活についてお話しいただきました。9月にも市場小学校と夏見台小学校での見学会を予定しております。

このような状況で、すべての皆様にご納得いただいたうえでの学区変更ではございませんが、八栄小学校は、来年度から教室が不足することが予想されており、なんとか来年度から学区を変更したいと考えております。

なお、地域説明会でも保護者にお伝えしましたが、今回の学区変更により、お子様の入学に際してご心配なことがある場合は、学務課学事係に相談いただき、個別に対応していきたいと考えております。

令和5年4月1日付けで八栄小学校の学区のうち夏見7丁目全域を夏見台小学校の学区に、夏見1丁目の一部、及び夏見5丁目の一部を市場小学校の学区に変更するというのが、この諮問の内容となります。

議題3について、事務局からの説明は以上です。

資料の18ページから20ページは、この内容を規則に反映した新旧対照表となっております。

3つ目の諮問「(3) 八栄小学校の通学区域の変更について」の答申をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(石井会長)

ありがとうございました。会議冒頭に、教育長から、丁寧な審議をお願いしたいというようなお話しもございました。只今の事務局からの説明に対しまして、何かご意見やご質問がありましたらお願いしたいと思います。

(木村委員)

議題について否定するものではないんですけど、ちょっと確認なんですけど、言わせていただきたいと思います。

3回の説明会で、皆さんに丁寧に説明していただいて、大方の理解を得られているものと思いますけれど、やっぱり、先ほど早川委員からもお話しありました通り、この地域というのは、街づくりがどんどん進んでおりまして、今後、必要になる教室とかが増えてくると思いますけれど、そこらへんの、今後の推計とかも、わかりやすくPTAさんとか、そういう方々にお知らせする必要があると思いますので、私が言うのも変なんですけれども、是非ともよろしく願います。

あと、もう一個、PTAの方々から、通学路の問題というのが一番懸念されていると思うんですけども、例えば川沿いのところとか、今日警察の方もいらっしゃるんですけど、信号機のサイクルタイムの問題とか、いろいろな問題があるんですけども、今後、こういった風に解決というか、検証していくってことを考えているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

(事務局 北原)

はい、頂いたご質問について、まず、通学路の部分、二つ、あったかと思うんですが、まず、川沿いといいますと、具体的には鷹匠橋を通るルートになるかと思えます。通学路の安全対策をどう講じていくか、という問題になるのですが、現時点でどの程度の児童が鷹匠橋を通るルートを使用するかわからないので、具体的な安全対策は検討中とさせていただいております。来年度、当該ルートを使用する児童数や、通学の様子を確認して、適切な安全対策を行っていきたいと考えております。

あとですね、交差点の所、あおぞら病院前の交差点の信号の件につきましては、警察の方と協議中という段階でございます。要望としては学校を通して上げさせていただいております。現段階としては、そういう状況となっております。以上です。

(石井会長)

今後の推計等に対する説明がなされたかどうかという点についても、ご質問があったかと思いますが。

(事務局 野木課長)

はい、今後、宅地開発とか、海老川周辺等も、かなり今後見込まれる部分があ

と思います。地域の小中学校の児童生徒数に大きな影響を与えるということですので、学校教育部だけでは難しい部分もありますので、管理部、それから、他関係部署と連携しながら、推計等の確認をしながら、進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

(石井会長)

その他、ご質問、ご意見はございますか。

(早川委員)

八栄小学校の現状と、今後の対応として、学区変更をせざるを得ないということについては、やむを得ないかと思えます

ただ、ご指摘有りましたとおり、通学路の安全確保には十分な注意が必要だと思います。実は、私共、地域活動をやっている立場から申し上げますと、児童の安全確保のために、私共の地域でも、歩車分離であるとか、時差式信号の導入とか、こういった事を要望しようという一方で、道路の渋滞緩和を要望している関係から、二律背反的になり、大変意見が分かれてしまうというのが現状です。ただ、八街の例もありますので、通学路の安全確保には、地域としては十分配慮し、なおかつスクールガード等を通して見守り声掛けはしておりますけれども、今後、こういう形で学区拡大、あるいは変更が行われるのであれば、その辺十分ご配慮いただきたいと思えます。

(石井会長)

通学路の安全確保ということについてのご配慮を、ということで、ご意見伺いました。

その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、説明のほうにもありましたけれど、すべての保護者の納得が得られていないわけではないということでしたけれども、大多数の方のご理解は、三回の説明会の中で着実に増えてきた状況がわかりますので、そういうものを踏まえての結論かなと思えます。

ありがとうございました。3つ目の諮問について、他にご質問やご意見がないようでしたら、学区審議会としての意見をまとめ、教育委員会に対して答申したいと思えます。委員の賛否についてお諮りしたいと思えます。

諮問のとおり通学区域の変更を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

(一同)

異議なし

(石井会長)

異議なしと認め、結論づけをした内容により、本日付けをもって教育委員会に対して答申するものと決しました。

事務局は、答申案の用意をお願いいたします。

<事務局で答申案を配布>

事務局から説明されたものが答申案にまとめられているかと思えます。お読みいただき、ご意見があればお願いいたします。

諮問理由として、八栄小学校の教室不足の解消を図るため、通学区域を変更することが適当であるという文言がございます。それを踏まえまして変更事項が書かれております。

ご意見が無いようですので、お配りいたしました答申案のとおり、教育委員会に答申するものといたします。

(石井会長)

続きまして、議題4「その他」となりますが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局 野木課長)

事務局からはございません。

(石井会長)

事務局からはないとのことですが、この際ですので、委員の皆様から、全体をとおして何か学区に関するご意見、ご要望、ご質問がありましたらお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。

それでは、一つ私の方から。丁寧にご報告いただきまして本当にありがとうございました。3回目の保護者説明会について、会場についてなんですけれど、場所がなかった、時期がきまっていた、いろいろな条件があるかと思うんですが、会議していく中で、要望を受けるようなときに、終わりの時間が決まっているというのは、どうしても相手にプレッシャーをかけると、そう思いますので、その辺は配慮したほうがよいかと思います。その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか、他、なにかございませんでしょうか。

はい、それでは、事務局から、何か説明がありましたらお願いしたいと思ひますが。

(事務局 野木課長)
特にはありません

(石井会長)
では、全ての議題を終了しました。
以上をもちまして、令和4年度第1回学区審議会を閉会いたします。
委員の皆さま長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。お疲れ様
でした。
事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

(事務局 廣澤補佐)
ご審議ありがとうございました。
次回の会議開催時期は今のところ未定でございますが、今後も皆様のご意見
をうかがう機会が多いものと考えております。今後もどうぞご協力くださいま
すようお願いいたします。
なお、お車でお越しの方は駐車券に押印しますので、事務局までお申し出くだ
さい。
以上です。本日はお忙しい中、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

9. 資料

別添のとおり

10. 問い合わせ先

船橋市教育委員会 学校教育部 学務課 学事係
TEL : 047-436-2859